

データ活用促進事業業務委託プロポーザルに関する質疑・回答書

No.	質問内容	該当箇所	回答
1	(6) 留意事項 ウ「ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由」に「人事異動」は含まれると考えてよろしいでしょうか。	実施要領P5 10企画提案書等の提出 (6) 留意事項	お見込みのとおりです。
2	J Vや共同提案方式によるプロポーザル参加は可能でしょうか。可能な場合、「プロポーザル参加表明書」は、代表会社1社のみ提出すればよいでしょうか。その際、提出書類の「会社概要書」は、各社の会社概要書をまとめて提出すればよいでしょうか。	実施要領 P1 5参加資格	共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から参加表明書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても実施要領P1.5参加資格を満たす必要があります。会社概要書は、各社の会社概要がわかる資料（任意様式）をご提出ください。
3	ウ 研修方法 月1回の原則対面での定例会実施を盛り込むよう設定いただいておりますが、ご予算内で他研修等の行程を充実させるために定例会実施をWebオンライン形式とすることは本事業の提案内容として許容いただけますでしょうか。	仕様書P3	研修1、2は原則対面での開催を想定していますが、研修3については、適宜オンライン形式での開催も可能です。
4	(2) ダッシュボードの作成 表2に掲載するダッシュボードを作成することとありますが、更新については職員様で行っていくという趣旨を鑑みた場合、貴市職員に各ダッシュボードの作成行程についてもご認識いただくことも重要であると考えます。そのため、ダッシュボードの作成を貴市職員様にてご対応いただきながら、弊社は貴市が目的のダッシュボードを作成できるよう伴走的支援サービスを提供するという提案を検討したいのですが、本事業の提案内容として許容いただけますでしょうか？	仕様書P3	本事業はデータ活用を推進していく職員の育成を目的の1つとしています。このため、仕様書P3にある(2)ダッシュボードの作成は、受託事業者による作業いただくことを想定しておりますが、必要に応じて市職員による作業や定例会議における研修等を実施いただくことも可能です。
5	(3) 庁内用データ活用マニュアルの作成 「データ活用に関するガイドラインの作成」とありますが、富士市様が想定されている方向性や指針があればご教示いただけますでしょうか。	仕様書P3	総務省のウェブサイト「データ活用の促進」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyoubigdata.html や 個人情報保護委員会のウェブサイト「匿名加工情報制度について」 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/tokumeikakouInfo/ などに示されているガイドライン等を踏まえる必要があると考えています。
6	「ア 表1に示したBIツール、データベースサーバーライセンスの導入」に際するライセンス費用は受注者負担となりますか？それとも貴市負担になりますか？	仕様書 P3	表1に示したBIツール、データベースサーバーライセンスの導入に係るライセンス費用は本委託事業費に含めてください。
7	「データベースサーバーは市が構築することとする」とありますが、サーバー構築費用の負担、導入作業は全て貴市となる理解でよろしいでしょうか？	仕様書 P3	お見込みのとおりです。 SQLServerがセットアップされたWindowsServer2019の環境をご提供します。 なお、(2)ダッシュボード作成に必要なデータ整形など、構築したサーバー上で受託者側の作業が発生する想定であるとともに、(3)データの抽出及びデータクレンジング、サーバーへのデータの登録・更新など、実務で利用できるマニュアル作成を受託事業者を実施していただきます。